

東日本大震災で被災した小規模企業者の皆さまへ

小規模企業者災害復旧補助金

のお知らせ

栗原市では、東日本大震災で被害を受けた小規模企業者の事業の再建を支援するため、復旧費用の一部を助成します。

補助対象者



震災により自己所有の市内の施設・設備等が被害を受け、事業を再建するため施設・設備等の復旧を行った小規模企業者

【小規模企業者】とは…

常時使用する従業員数が次の人数以下の会社と個人（農林漁業を除く）

ア) 卸売業、小売業、サービス業：5人

イ) 製造業、その他の業種：20人

補助対象経費



平成23年3月11日から12月31日までに支払った自己所有の市内の施設・設備等の復旧経費（事業用に限る）

ア) 施設（店舗、工場、事務所、倉庫等）及び設備（建物付帯設備、内装、生産設備等）の復旧費

イ) 施設の地盤復旧費（土地の取得費を除く）

※事業所と住宅が一体となっている場合は、延べ床面積の割合によって按分します

補助金額

補助対象経費の合計額から、保険金等を差し引いた金額の3分の1以内の額（千円未満の端数切り捨て）

※補助上限100万円

※補助下限10万円

申請期限

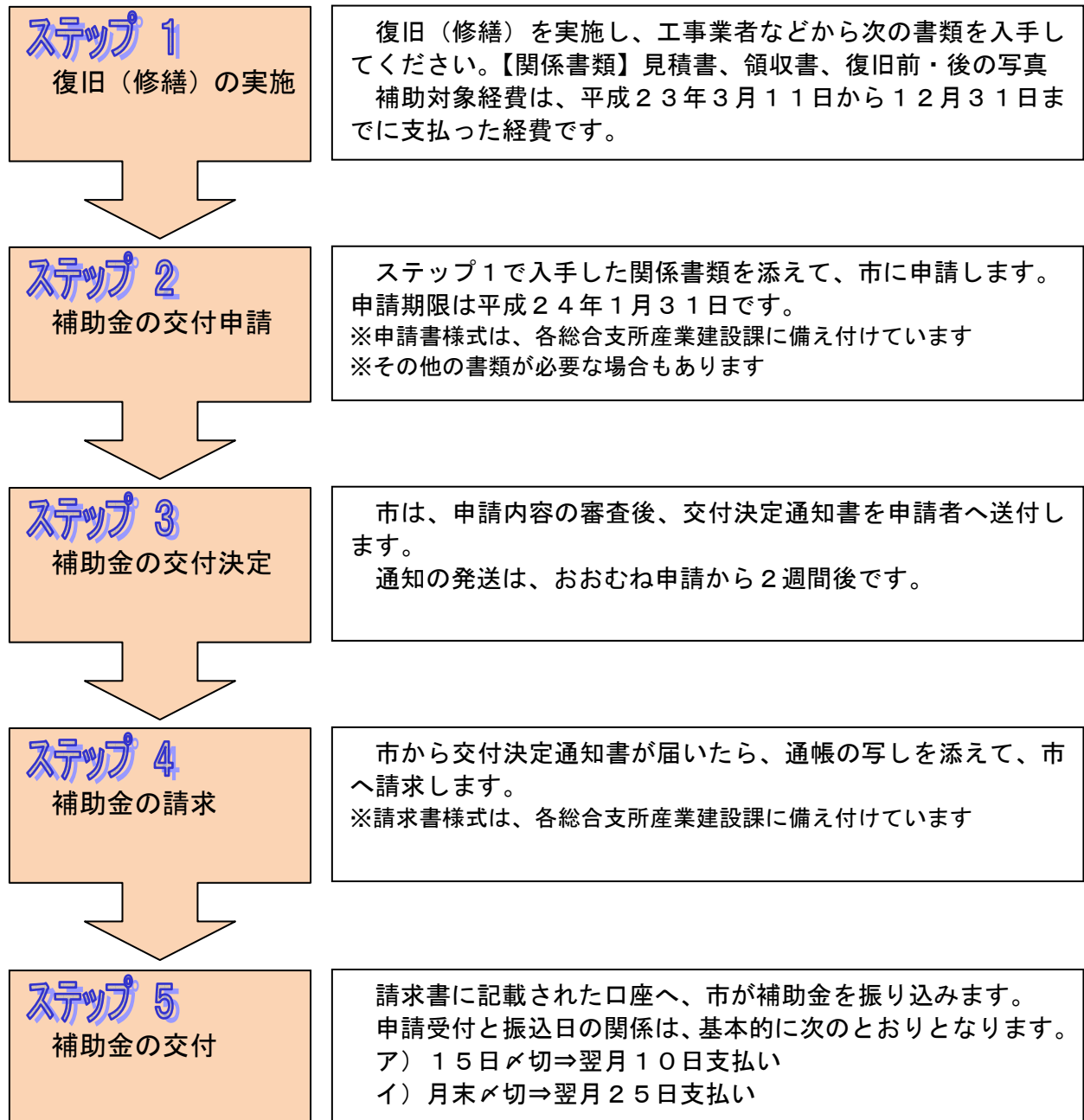
平成24年1月31日

申請先

各総合支所産業建設課、産業経済部産業戦略課

裏面もご覧ください

小規模企業者復旧補助金 手続きの流れ



がんばろう 日本
がんばろう 栗原

問い合わせ先

栗原市役所 産業経済部（ふるさとセンター2階）
産業戦略課企業支援係
電話22-1220 ファクス22-0315